

GGつうしん 4月号 Vol.60

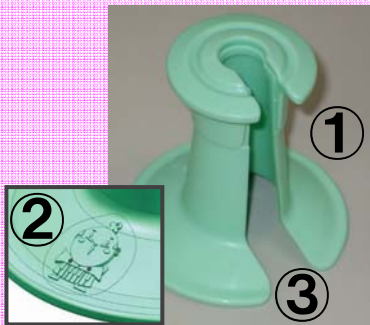
転入

転入者へ「ごみ減量アイテム」を配布します！！

家庭系もえるごみの大半を占める「生ごみ」と「紙類」の削減に向けた啓発活動の一環として、浜松市への転入者向けに、水切りグッズ「やらまいか！水切りプレス」及び「雑がみ分別袋」を配布します。

WHAT'S!?! やらまいか！水切りプレス とは？

三角コーナーに溜めた生ごみを上から押し下したり、水切りネットをスリットに通して引っ張ったりして、生ごみの水切りが手軽に出来る浜松市オリジナルの水切りグッズです。



- ① 本体とふたで1セットになっています。上下どちらでも水切りができるように作られています。
- ② 本体部分には『出世大家康くん』が彫り込まれています。
- ③ 広めのスリットには水切りネットを通すことができますので、水切り方法の幅も広がります。

WHAT'S!?! 雑がみ分別袋 とは？



表面に「主な雑がみの種類」、裏面に「雑がみの出し方」等を掲載した分別袋です。

《サイズ》

縦：34cm、横：26cm、マチ：8cm

《配布期間》

平成29年4月3日（月）～

《配布場所》

転入手続きを行う各区の区民生活課、協働センター、ふれあいセンター、市民サービスセンター

《その他》

水切りプレスについては、まちづくり推進課（東区・南区は区民生活課）、協働センター、ふれあいセンター等で一般市民向けの配布も行っています。

水切りグッズ、雑がみ分別袋を使用して、生ごみの減量及び紙類の分別にご協力をお願いします





歓送迎会シーズンの到来！宴席の心得「30・10運動」！！

春は出会いと別れの季節・・・。歓送迎会などの宴席の機会も多い時期です。楽しい宴席ですが、一方で大量の料理の食べ残しが目につくことがあります。宴席中は「30・10運動」を実践し、食べ残しゼロにご協力ください。

CHECK!! 「食品ロス」という言葉をご存じですか？



まだ食べられるのに捨てられている食品のことを「食品ロス」といい、日本では年間 **約632万トン** の食品ロスが発生していると推計されています。これをおにぎりに換算すると、**1人当たり毎日1~2個程度**を捨てている計算になります。この「もったいない」現状を打破するため、食品ロス削減に向けてできることから取り組んでみましょう！

CHALLENGE!! 宴席で実践！「30・10運動」



宴席の食べ残し量は、ランチや定食の食べ残し量の **5倍** もあるといわれています（平成21年度農林水産省「食品ロス統計調査」）。予約時には、参加者の好みや食べ切れる量をチェックしてメニュー選びの参考とし、宴席中は「30・10運動」を実践して食べ残しを出さないよう心掛けましょう！

0

30 (乾杯後の**30**分間)

60

味わいタイム

- ・席を立たずにできたての料理を味わう

120

90 (お開き前の**10**分間)

60

食べ切りタイム

- ・幹事は「食べ切り」を呼び掛ける
- ・大皿料理の残りは小分けにして食べやすくする

マメ知識

「賞味期限」と「消費期限」の違いとは？

国内の年間食品ロス約632万トンのうち、およそ半分は家庭から出たものです。家庭から出る食品ロスを削減するための工夫の1つとして、「賞味期限」と「消費期限」の違いを正しく理解しましょう！

	賞味期限	消費期限
意味	おいしく食べることができる期限	期限を過ぎたら食べない方がよい期限
表示	3か月を超えると年月 3か月以内は年月日	年月日
対象の食品	スナック菓子、カップめん、缶詰、レトルト食品、ハム、ソーセージ等	弁当、サンドイッチ、生めん、惣菜、ケーキ等

【参考】政府広報オンライン



～大規模建築物所有事業者の皆さまへ～

大規模建築物に係る減量・資源化・適正処理計画書の提出をお願いします

浜松市では事業系廃棄物の減量等を目的に、「浜松市廃棄物の減量及び資源化並びに適正処理等に関する条例」に基づき、大規模建築物所有事業者の皆さまを対象に「減量・資源化・適正処理計画書」の提出等を依頼しています。対象の皆さまにおかれましては、期日までに計画書の提出をお願いします。

なお、このことについての詳細や提出文書の書式等については、[浜松市公式Webサイト](http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/) (<http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/>) 内のくらし・手続き>ごみ・リサイクル>事業者の皆さんへ>大規模建築物所有事業者の皆様へ(事業系廃棄物)をご覧ください。

① 大規模建築物所有事業者の対象

平成29年4月1日時点における、下記の①又は②に該当する事業用大規模建築物を所有・管理する事業者が対象です。

- (1)ビル管法に規定する特定建築物
(事務所、店舗、ホテル等の用途で床面積が3,000㎡以上の建築物)
- (2)大店立地法に規定する大規模小売店舗
(店舗の用に供される部分の面積が1,000㎡を超える店舗)

② 提出文書

- (1)平成29年度 減量・資源化・適正処理計画書
- (2)事業系一般廃棄物管理責任者選任・変更届出書(変更等のあった場合のみ)

③ 提出期限

平成29年6月30日(金)

事業用大規模建築物の廃棄物適正処理・減量研修会を開催します

大規模建築物所有事業者の皆さまを対象に、事業用大規模建築物における廃棄物の適正処理及び減量等を目的とした研修会を開催します。両日程とも同じ内容ですので、どちらかの日程にご出席ください。

① 開催日

- 【A日程】平成29年5月11日(木) 可美公園総合センター2階ホール(南区増楽町920-2)
- 【B日程】平成29年5月22日(月) 浜松市総合産業展示館北館1号ホール(東区流通元町20-2)

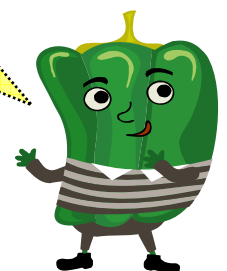
② 時間

- 受付 午後1時00分から
- 研修会 午後1時30分から(所要時間約1時間の予定)

③ 内容

- ・事業系一般廃棄物の減量・資源化・適正処理について
- ・減量・資源化・適正処理計画書の記載について

計画書の提出や研修会についてのお問い合わせは、下記連絡先までお願いします。



浜松市 環境部 ごみ減量推進課 指導許可グループ 〒432-8023 浜松市中区鴨江三丁目1-10 鴨江分庁舎2階 TEL 053-453-6229 FAX 050-3737-2282
--



和歌山市のごみ減量の取組を紹介します！！

廃棄物・リサイクルで先進的な取組をしている自治体の情報を収集し、本市の新たなごみ減量・リサイクルの取組立案に活かすために視察を実施しています。先月号に引き続き、今回は和歌山市の取組をご紹介します。

《ごみ関連基礎データについて》

	和歌山市	浜松市
人口（推計人口 H28.10.1時点）	362,021人	797,164人
ごみ・資源物等排出量（市民1日1人あたり）	1,060グラム	912グラム
家庭ごみの分別品目	一般ごみ、かん、びん、ペットボトル、紙、布、小型家電等、粗大ごみ	もえるごみ、もえないごみ、プラスチック製容器包装、びん・かん・ペットボトル、特定品目、連絡ごみ

《取組みの特徴》

和歌山市は、平成28年4月から「プラスチック製容器包装」（以下、プラ）の分別収集を廃止し、「一般ごみ」（本市の「もえるごみ」）として焼却、発電しています。

廃止に至るまでに、環境影響、経済効果等の根拠データを作成し、丁寧に市民に説明していました。

その他、「リリクルの総合ごみ情報誌」（本市の「ごみ・資源物の出し方便利帳」）では印刷業者と協力し、企業広告を掲載することで、無料で作成していました。

《取組みの効果》

和歌山市はプラの分別収集を廃止することにより、ごみ処理経費で年間約1億円の削減を見込んでいます。また、ごみ情報誌への広告掲載で作成経費の削減を行っています。

プラの分別収集については、以前から全国の自治体間でも議論がありましたが、廃止に至ったケースはほとんどありませんでした。和歌山市の取組みは全国でも稀なケースです。今後はプラ焼却による市民の分別意識や焼却施設への影響について注視していく必要があります。

■平成29年2月分の家庭系もえるごみ速報値をお知らせします

家庭系もえるごみ 9,311トン（前年同月比 Δ720トン）

平成28年4月からの1人1日当たり平均 476グラム **新目標435グラム!**

■家庭系もえるごみ月別推移

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	計
28年度	11,606	12,843	11,425	11,742	12,185	11,486	11,433	10,967	12,515	11,042	9,311	126,555
27年度	11,982	12,058	12,555	12,273	11,505	11,760	11,607	11,090	12,248	10,983	10,031	128,092
前年度比	Δ376	785	Δ1,130	Δ531	680	Δ274	Δ174	Δ123	267	59	Δ720	Δ1,537

